

川西市ホームページ広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川西市（以下「市」という。）が公開・管理するホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 川西市ホームページ（以下「市ホームページ」という。） 市が管理するホームページで、<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp>で始まるものをいう。
- (2) バナー広告（以下「広告」という。） 文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告に関する基本的な考え方)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容、広告表現、リンク先のホームページの内容等（以下「広告内容等」という。）は、これにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が、次のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 川西市有料広告取扱要綱（平成19年1月9日施行。以下「要綱」という。）第4条第1項各号に該当すると認められるもの
- (2) 別表第1に該当すると認められるもの

(広告の規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、市が別に定める。

- (1) 広告の規格
- (2) 広告の禁止表現
- (3) 広告の制限事項

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、市が別に定める。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則として1箇月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

- 2 広告を掲載する開始日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- 3 広告を掲載する終了日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する最終月の末日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日又は掲載終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「市の休日」という。）に当たる場合における掲載開始日又は掲載終了日については、市が別に定める。

（広告掲載希望者の募集）

- 第8条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページ及び広報かわにしで公募することとする。
- 2 市は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに、募集を行うことができるものとする。

（広告掲載の申込み）

- 第9条 市ホームページへの広告掲載希望者は、川西市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要書類を添付して、市に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する広告掲載の申込みは、次により行うものとする。
 - (1) 川西市ホームページ広告掲載申込書に、商業登記簿謄本、主務官庁の発行した認可証又は許可証の写し及び川西市税等の納付に関する調査承諾書（様式第2号）を添付し、企画財政部広報室に提出することとする。
 - (2) 前号に規定する添付書類の提出ができない場合は、申込者の住民票を添付することとする。
 - (3) 申込書の提出方法は、持参又は郵送とする。
 - (4) 広告掲載の申込みは、希望する広告掲載開始日の前々月15日までに行うものとする。ただし、広告掲載枠に空きがあり、希望する広告掲載開始日の前月15日までに広告内容等の審査が可能であると市が判断した場合は、この限りでない。
 - 3 広告掲載の申込みは、希望する掲載期間中、1申込者につき1件とする。

（広告掲載の決定）

- 第10条 市は、前条の規定により広告掲載の申し込みがあったときは、内容を審査し、掲載の可否を決定する。
- 2 市は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に川西市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
 - 3 第6条に規定する枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、次の各号に定める順序に従い広告掲載を判断する。ただし、同順位に複数のものがある場合は、広告掲載期間が長いものを優先して選定することができる。
 - (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
 - (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの
 - (4) その他私企業又は自営業等
- 4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載の審査)

第11条 前条第1項に定める広告内容等の審査は、次により行うものとする。

- (1) 申込書及び添付資料により申込者の業務等について確認する。
- (2) 広告内容が、市ホームページへの広告掲載の趣旨に適合しているかどうかを確認する。
- (3) 市は、必要があると判断した場合は、要綱第10条第1項に規定する川西市広告審査会において審査を行うものとする。

(承諾書の提出)

第12条 広告主は、広告の掲載条件等を記載した承諾書(様式第4号)を市に提出するものとする。

(広告原稿の提出及び審査)

第13条 広告主は、広告原稿を市が指定する期日までに、電子記録媒体又は電子メールにより、市が指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、市及び市ホームページの信用性、信頼性等を損なうことのないよう、市が審査を行うとともに、広告主と市が必ず協議するものとする。
- 3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告原稿の差替え)

第14条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、1箇月単位で当該広告原稿を差し替えることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告原稿を差し替えようとする場合は、市とあらかじめ協議するものとし、前条の規定に準じて広告原稿を提出し、審査を受けるものとする。

(リンク先の変更)

第15条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、市の休日を除き、変更予定日の10日前までに市に連絡するものとする。

(広告内容の変更)

第16条 市は、広告内容が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又は要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第17条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第18条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により市に申し出なければならない。

(広告掲載料)

第19条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、市が決定する。

- 2 広告主は、広告掲載料を市の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告掲載料の返還)

第20条 既納の広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載できなかつたときは、別表第2に基づき、広告掲載料を返還する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、市が市ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災その他の非常事態が発生した場合

- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

- 4 市は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生ずるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告内容及び掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市に対して保証するものとする。

- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第22条 この基準に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、市の所在地を管轄する裁判所において行うものとする。

(補則)

第23条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

付 則

この基準は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年3月15日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年4月11日から施行する。

別表第1 広告掲載規制広告

(1) 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの

- ① 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがある広告
- ② 他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- ③ 青少年保護や健全育成に好ましくない広告
- ④ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる広告
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似の業種の広告
- ⑥ 消費者金融の広告
- ⑦ 債権の取立て、回収等の広告
- ⑧ ギャンブル等を肯定する広告
- ⑨ 酒又はたばこの広告
- ⑩ 興信所等の広告

(2) 消費者保護の観点から適切でないもの

- ① マルチ商法、催眠商法など販売方法に問題がある広告
- ② 投機的商品の広告
- ③ 射幸心をあおったり、誇大、不当表示その他表現方法等が適切でない広告
- ④ 出資者及び出資金の募集広告
- ⑤ 国家資格等に基づかない者が行う療法等の広告
- ⑥ 無認可商品、粗悪品などの不適切な商品・サービスを提供する広告
- ⑦ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある

る広告

- ⑧ 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現の広告

(3) 次に掲げるもの

- ① 体制不備又は業態に問題がある企業等の広告
- ② 指名停止のほか、行政指導を受けている企業等の広告
- ③ 責任の所在が明確でない広告
- ④ 社会的に不適切な広告
- ⑤ 国内世論が大きく分かれている広告
- ⑥ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来す広告
- ⑦ 市内において安定的な活動実績を有しない企業等の広告
- ⑧ その他市が掲載を不相当と認める広告

別表第2

区 分	返還する金額
当該月中の不掲載の時間が1 2時間以上2 4時間未満のとき。	月額広告掲載料を当該月日数で除して得た金額(1円未満切捨て)
当該月中の不掲載の時間が2 4時間以上3 3 6時間未満のとき。	月額広告掲載料を当該月日数で除して得た金額(1円未満切捨て)に、不掲載の時間を2 4で除した日数(1日未満切り上げ)で乗じて得た金額
当該月中の不掲載の時間が3 3 6時間以上のとき。	月額掲載料に相当する金額